

競売の申立てに必要な書類等 (令和4年4月1日～)

盛岡地方裁判所第2民事部競売係

1 不動産競売の申立てに必要な提出書類・添付目録等

※ 申立書及び目録はA4縦判に横書きで、コピーは原寸大で作成してください。

(1) 提出すべき書類 (原本)

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 担保不動産(強制)競売申立書(民執規21、170)	できるだけ各ページの上部余白に捺印を押してください。
<input type="checkbox"/> 担保権の存在を証する文書(民執法181)	担保不動産競売の場合 (例) 目的不動産の登記記録の全部事項証明書、抵当証券等
<input type="checkbox"/> 執行力のある債務名義の正本、同送達証明書(民執規21、民執法29)	強制競売の場合 ※ 仮差押の本執行移行の場合は、その旨を記載した上申書と仮差押決定正本の写しが必要です。
<input type="checkbox"/> 目的不動産の登記記録の全部事項証明書(民執規23①)	1か月以内に取得したもの
以下の場合には、目的不動産以外の全部事項証明書の提出が必要です。	
ア 目的不動産が土地の場合で地上に登記された建物があるとき	<input type="checkbox"/> 地上建物の全部事項証明書(民執規23③)
イ 目的不動産が建物のみの場合	<input type="checkbox"/> 敷地の全部事項証明書(民執規23④)
ウ 目的不動産が敷地権の登記がされているマンション等の場合	<input type="checkbox"/> 敷地権の目的たる土地の全部事項証明書(民執規23④)
エ 目的不動産が区分所有建物の底地の共有持分で敷地権登記がされていない場合	<input type="checkbox"/> 底地の全部事項証明書(民執規23④)のほか、共同人名票又は共有者証明書
<input type="checkbox"/> 目的不動産の公課証明書(民執規23⑤)	※ 評価額のみが記載された評価証明書ではなく、公租公課額が記載されているものがが必要です。 ※ 非課税の不動産については、その旨の証明書が必要です。
<input type="checkbox"/> 申立債権者の商業・法人に関する登記事項証明書(法人の場合)	※ 法人の場合は資格証明書でも構いません。 ※ 1か月以内に取得したもの ※ 現住所と不動産登記事項証明書や債務名義上の住所が異なる場合は、その間のつながりがわかる証明書も必要です。
<input type="checkbox"/> 債務者・所有者の商業・法人に関する登記事項証明書(法人の場合)又は住民票(自然人の場合)その他住所を証するに足りる文書(民執規23の2②、173)	※ 1か月以内に取得したもの ※ 現住所と不動産登記事項証明書や債務名義上の住所が異なる場合は、その間のつながりがわかる証明書も必要です。
<input type="checkbox"/> 評価命令の同時発令に関する同意書	※ 書式は別紙のとおり ※ 申立書の1ページ目に記載しても構いません。
<input type="checkbox"/> 代理人許可申請書・委任状等	代理人により申立てをする場合

(2) その他の提出書類

<input type="checkbox"/> 不動産登記記録の全部事項証明書のコピー	2部
<input type="checkbox"/> 公課証明書のコピー	2部
<input type="checkbox"/> 目的不動産の所在地に至るまでの通常の経路及び方法を記載した図面(民執規23の2③)又は物件案内図(住宅地区等)	2部
<input type="checkbox"/> 目的不動産(不動産が土地の場合はその地上建物、建物の場合はその敷地を含む。)に係る不動産登記法14条の地図(ない場合は公図)及び建物所在図の写し(民執規23の2①)	原本1部、コピー1部 ※ 建物所在図の備付けがない場合や更地の場合は、その旨の上申書(原本1部と写し2部)を提出してください。
<input type="checkbox"/> 建物図面・各階平面図の写し	原本1部、コピー1部
<input type="checkbox"/> 債務者・所有者の商業・法人に関する登記事項証明書(法人の場合)又は住民票(自然人の場合)、その他住所を証するに足りる文書のコピー	2部
<input type="checkbox"/> 担保権・被担保債権・請求債権目録(強制競売の場合は請求債権目録)	1部 ※ <u>これ以外の目録は不要です。</u> ※ 訂正箇所のある目録は使用できません。

2 民事執行予納金

※当初の予納金額は、申立時における目安であるため、手続の進行過程で不足が生じた場合は、追加納付をお願いすることになります。

(1) 不動産競売

不動産1個の場合…46万円

不動産2個以上の場合…1個増すごとに5万円ずつ加算

(例えば、土地1筆、建物1棟の場合は、51万円になります。)

※ 申立書受理時に保管金提出書等を交付(送付)します。

※ 民事執行予納金は、競売手続進行上発生する費用(現況調査手数料、評価料、売却手数料、郵便料金など)の支払に充てられます。なお、売却代金の配当等が行われる場合は、優先的に配当を受けることができます。

※ 物件の種類、面積等に応じて、予納金額が増額になる場合があります。

(2) 自動車競売

自動車1台につき…11万円

3 申立手数料(民訴費3 別表第1、11、イ)(申立書に収入印紙を貼付。割印不可。)

(1) 担保不動産競売の場合…担保権1個につき4000円

(共同担保は1個と数えます。)

(2) 強制競売の場合…債務名義1個につき4000円

4 差押登記のための登録免許税

税額=確定請求債権額(根抵当権で極度額を超えるときは極度額)×4/1000

(確定請求債権額は1000円未満切り捨て、税額は100円未満切り捨て)

※ 次のいずれかを裁判所に提出する方法で納付してください(ただし、登録免許税が200万円を超える場合は、②の方法によって納付されるようお願いします。)

① 収入印紙

- ② 登録免許税の収納を行う税務署又は銀行、郵便局等の所定の機関に登録免許税相当額を現金納付し、その納付先で発行される領収証書

5 (強制) 競売続行決定申請書の提出について

滞納処分による差押えが先行している場合は、できるだけ担保不動産(強制)競売の申立てと同時に、(強制)競売続行決定申請書を提出してください。

- ◎ その他申立てに関するお問い合わせは、盛岡地方裁判所第2民事部競売係受付担当(直通電話019-622-3286)までお願いします。

以上は、盛岡地方裁判所第2民事部に競売の申立てをする場合の取扱いです。

管内の支部に申立てをする場合は、取扱いが異なる部分もありますので、申立書を提出する裁判所に直接お問い合わせください。

(別紙)

令和 年 (ヌ・ケ) 第 号

同意書

本件差押えの前に、滞納処分による差押えがされている場合（本件申立後にそれが判明した場合も含む。）、続行決定が未了であっても、開始決定と同時に評価命令を発し、売却準備までの手続を進行させることに異議ありません。

令和 年 月 日

申立債権者 _____ ④

盛岡地方裁判所第2民事部 御中